

全国共通図書カードご利用約款

第1条(約款の趣旨)

日本図書普及株式会社(以下、当社という)は、全国共通図書カード(以下、図書カードという)をこの約款に従って取扱うものとし、図書カードの所持者(以下、お客様という)も、この約款によりご利用していただくものとします。

第2条(カードの利用)

- お客様は、図書カードをカード裏面のマークが表示されている図書カード加盟店(以下、加盟店という)店頭で、図書カードに電磁的に記録された金額の範囲内で、書籍・雑誌等(文部科学省検定済教科書を除く)の購入に限り、代金のお支払いにご利用いただくことができます。
- 図書カードは、加盟店に設置されている当社指定のカード読取り機により、所定の方法でご利用できます。
- カード残額は、カード読取り機に表示された金額とさせていただきます。パンチ穴はカード読取り機で金額を表示させるまでの便宜的な目安です。
- 図書カードをご利用いただける加盟店は、加盟契約の新規締結や終了等により、増減することがあります。

第3条(カードが利用できない場合)

次の場合など、図書カードをご利用いただけないことがありますのでご了承ください。その際は、現金・その他の方法でお支払いください。

- 図書カードの破損、カード読取り機の故障、停電等により、加盟店で、図書カードの電磁記録を読取ることができないとき。
- 図書カードが、違法または不正に取得されたものであるとき。
- 図書カードが、偽造、変造または不正に作成されたもの及び完成品を剥離して再印刷したものであるとき。
- 第1項により、図書カードをご利用いただけない場合のお客様への補償は、第4条で規定する残額相当の当社所定の図書カードの交付に限らせていただき、それ以外の補償はご容赦いただきます。
- 第8条第2項により、図書カードが無効となったとき。

第4条(カードの破損等)

- 図書カードが、変形、破損等によって、電磁記録の読取りができなくなった場合、お客様は、当社所定の方法で、その図書カードを送付いただき、当社より残額相当の図書カードの交付を受けることができます。
- 前項によりお客様に交付するカード金額は、電磁記録及びご利用履歴によって決定される残額を基準に計算します。
- 第1項により交付する図書カードは、図書カード読取りシステムの変更に伴い当社所定の読取り形式のものになる場合があります。
- 第1項により交付する図書カードは、有効期限が付与されたものになる場合があります。
- 提出された図書カードの変形、破損等が、故意によると認められる場合及び完成品を剥離して再印刷した場合には、本条の取扱いはいたしません。

第5条(加盟店との関係)

お客様が図書カードをご利用された際、万一、購入された商品の返品、瑕疵、その他の問題が生じた場合には、加盟店との間で解決していただくものとします。減額された図書カード残額を減額前の残額に戻すことはできません。

第6条(カードの紛失等)

図書カードを盗取、紛失等された場合であっても、図書カードの再発行はいたしません。

第7条(換金及び交換について)

- 図書カードは、現金との引換えはできません。
- 図書カードは、全国共通図書券及び他の図書カードとの交換はできません。
- 第4条第1項に該当する場合やシステムの変更により図書カードの読取りが困難となる場合には、当社に於いて新しいシステムに対応する図書カードへと交換する場合があります。この場合に交換されるカードは、有効期限が付与されたものになる場合があります。

第8条(カードの有効期限)

- 有効期限の記載のないものについては、無期限に有効とします。有効期限のあるカードについては、カード裏面または表面に有効期限を記載します。
- 図書カードの利用が、読取り機などの端末機、サーバーコンピュータなどの情報機器、通信ネットワークの環境等の進化・変化や図書カードの現物自体の製造などにおいて、決済システムとして継続的供給が困難となる場合には、一定期間の告知及び、第7条第3項の対応を以て無効とさせていただきます場合があります。

第9条(取扱いの変更)

図書カードの取扱いについて、この約款を変更する場合、当社は一定の予告期間において、周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は、変更後の約款を適用いたします。

付則

この約款は、2022年12月1日から適用します。

2022年12月1日
東京都新宿区市谷田町2丁目41番地3
日本図書普及株式会社